

○青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

昭和五十年三月十三日

青森県条例第一号

[青森県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例] をここに公布する。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例

(昭五一条例六八・改称)

(目的)

第一条 この条例は、働きながら高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する者に對し、修学奨励金を貸与することにより、これらの者の当該定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等の保障を図ることを目的とする。

(昭五一条例六八・一部改正)

(修学奨励金の貸与)

第二条 知事は、次の各号に該当する者のうち適當と認める者に対し、修学奨励金を無利息で貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 県内の高等学校の定時制の課程に在学する者又は卒業を目的として県内の高等学校の通信制の課程に在学する者若しくは卒業を目的として学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十四条第三項の規定による文部科学大臣への届出に係る高等学校の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有する者(学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程(以下「単位制による課程」という。)又は通信制の課程に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校で定めた卒業までに履修させる各教科及びこれに属する科目(以下「教科・科目」という。)並びに特別活動を四年以内で履修して卒業する計画を有すると認められる者であつて、年間十八単位以上に相当する教科・科目を履修しているもの又は当該高等学校で年間に履修すべきものと定めた教科・科目を履修しているものに限る。)

二 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者を扶養親族としている者の所得(その者が独立生計を営むこと等によりその者を扶養親族としている者がない場合にあつては、その者の所得)が知事が定める額を超えないもの

三 経常的収入を得る職業に就いている者(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)

第四条第三項に規定する失業の状態にある者を含む。)

(昭五一条例六八・昭五三条例三一・昭五四条例二八・昭五五条例五四・昭五六条例一五・昭五七条例三五・昭五九条例一九・昭六二条例三五・平四条例四八・平一

一条例五九・平一二条例一六七・平一六条例三二・平一七条例四七・平一九条例六六・平二五条例二九・一部改正)

(貸与の額)

第三条 修学奨励金の貸与の額は、月額一万八千円以内とする。

(昭五一条例三九・昭五三条例二二・昭五五条例五四・昭六二条例三五・平三条例二八・平七条例三九・平九条例五二・平一〇条例四一・平一二条例一五六・平一三条例六〇・平二五条例二九・一部改正)

(貸与の方法)

第四条 修学奨励金は、第二条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）で定める月から当該契約の相手方（以下「修学生」という。）が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業する日の属する月までの間（貸与を受けた月数を通算して四年以内の期間に限る。）、毎月貸与するものとする。ただし、知事は、休業日その他特別の事情を勘案して、あらかじめ、二月分を併せて貸与することができる。

(昭五一条例六八・一部改正)

(連帯保証人)

第五条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、当該貸与に関する債務について、二人以上の連帯保証人を立てなければならない。

(契約の解除等)

第六条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、契約を解除することができる。

- 一 第二条に掲げる要件を欠くに至つたとき。
  - 二 修学奨励金の貸与を受けることを辞退したとき。
  - 三 その他修学奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の貸与を休止するものとする。ただし、第二号に該当する場合においては、前年度以前の同一学年において、修学奨励金の貸与を受けなかつた期間に相当する期間については、この限りでない。
    - 一 休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたつて欠席したとき。
    - 二 定時制の課程（単位制による課程を除く。）に在学する修学生については、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。
    - 三 単位制による課程又は通信制の課程に在学する修学生については、各年度に修得した教科・科目の単位数が、当該修学生の在学する高等学校で定めた卒業までに修得させる

教科・科目の単位数を四年（休学の期間がある場合は、当該期間の属する年度に係る年数を加えた期間）以内で修得して卒業するために当該年度に修得すべき単位数に満たないと認められるとき。

3 知事は、修学生が前項第一号に該当するに至ったときは、当該修学生が、休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたつて欠席するに至った日の属する月の翌月分（当該日が月の初日であるときは、その日の属する月の分）から復学し、又は新たに出席した日の属する月の前月分まで修学奨励金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学奨励金があるときは、その修学奨励金は、当該修学生が復学し、又は新たに出席した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

（昭五一条例六八・平四条例四八・一部改正）

（返還債務の当然免除）

第七条 修学奨励金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業した場合その他知事が定める事由に該当する場合は、修学奨励金の返還債務の全部を免除する。

（昭五一条例六八・一部改正）

（返還）

第八条 被貸与者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、当該各号に規定する事由が生じた日（第十条第一項又は第二項の規定により修学奨励金の返還債務の履行を猶予される場合にあつては、当該猶予の期間が満了した日）の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、修学奨励金の貸与を受けた月数を通算した期間内に、修学奨励金を返還しなければならない。

- 一 契約を解除されたとき。
  - 二 契約に定める修学奨励金の貸与の期間が満了したとき。
- 2 前項の返還は、月賦又は半年賦の均等払によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

（返還債務の裁量免除）

第九条 知事は、被貸与者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学奨励金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 死亡したとき。
- 二 心身障がいその他やむを得ない事由により修学奨励金の返還が困難と認められるとき。

(昭五七条例三七・令六条例三・一部改正)

(返還債務の履行猶予)

第十条 被貸与者が契約に定める修学奨励金の貸与の期間の満了後引き続き高等学校の定期制の課程又は通信制の課程に在学する場合は、当該在学の期間、修学奨励金の返還債務の履行を猶予する。

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校又は大学に在学している場合（前項に該当する場合を除く。） その在学期間
- 二 災害、疾病その他やむを得ない事由が発生している場合 その事由の継続する期間  
(通算して五年を超えない期間に限る。)

(昭五一条例六八・平一二条例一五六・一部改正)

(延滞利息)

第十一条 被貸与者は、正当な理由がなく修学奨励金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるとき、又はその額に百円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 2 この条例の規定による修学奨励金の貸与は、昭和四十九年四月一日以降に高等学校の定期制の課程の第一学年に在学する者から行うものとする。
- 3 この条例の適用の日から昭和五十年三月三十一日までの間は、第二条第三号中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第三項」とあるのは、「失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三条第一項」とする。

附 則（昭和五一年条例第三九号）

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の青森県高等学校定期制課程修学奨励金貸与条例第二条の規定により締結した契約に係る修学奨励金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日において高等学校の定時制の課程の第二学年及び第三学年に在学する者並びに同日以後において当該課程の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学又は転籍をした者と改正後の青森県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定により締結する契約に係る修学奨励金の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る修学奨励金の額と同額とする。

附 則（昭和五一年条例第六八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。
- 2 改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の規定による高等学校の通信制の課程に在学する者に対する修学奨励金の貸与は、昭和五十一年四月一日以降に高等学校の通信制の課程の第一年次生として在学する者から行うものとする。

附 則（昭和五三年条例第二二号）

- 1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第二条の規定により締結した契約に係る修学奨励金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に在学する者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生若しくは第三年次生として在学する者及び同日以後において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学若しくは転籍（以下「転学等」という。）をした者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生若しくは第四年次生として転学等をした者と改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定により締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る修学奨励金の貸与の額と同額とする。

附 則（昭和五三年条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年条例第五四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。
- 2 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に改正前の青森県高等学校定時制課

程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第二条の規定により締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額は、なお従前の例による。

3 適用日において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に在学する者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生若しくは第四年次生として在学する者及び同日以後において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学若しくは転籍（以下「転学等」という。）をした者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生若しくは第四年次生として転学等をした者と改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定により締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、当該貸与を受けようとする者の属する年次の在学者に係る修学奨励金の貸与の額と同額とする。

#### 附 則（昭和五六年条例第一五号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

#### 附 則（昭和五七年条例第三五号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第二号の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。
- 3 改正後の条例第二条第一号の規定は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年文部省令第三十一号）附則第二項に規定する生徒について適用し、同令附則第三項の規定による教育課程が適用される生徒については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和五七年条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和五九年条例第一九号）

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

#### 附 則（昭和六二年条例第三五号）

##### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。  
(経過措置)
- 3 昭和六十二年四月一日（以下「適用日」という。）前に改正前の青森県高等学校定時制

課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第二条の規定により締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額は、なお従前の例による。

- 4 適用日において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に在学する者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生若しくは第四年次生として在学する者及び同日以後において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学若しくは転籍（以下「転学等」という。）をした者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生若しくは第四年次生として転学等をした者と改正後の条例第二条の規定により締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、当該貸与を受けようとする者の属する年次の在学者に係る修学奨励金の貸与の額と同額とする。

#### 附 則（平成三年条例第二八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 2 平成三年四月一日（以下「適用日」という。）前に改正前の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第二条の規定により締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額は、なお従前の例による。
- 3 適用日において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に在学する者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生若しくは第四年次生として在学する者及び適用日以後において高等学校の定時制の課程の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学若しくは転籍（以下「転学等」という。）をした者又は高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生若しくは第四年次生として転学等をした者と改正後の条例第二条の規定により締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、当該貸与を受けようとする者の属する年次の在学者に係る修学奨励金の貸与の額と同額とする。

#### 附 則（平成四年条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成七年条例第三九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、平成七年四月一日から適用する。

- 2 平成七年四月一日（以下「適用日」という。）前に改正前の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例第二条の規定により締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額は、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者と改正後の条例第二条の規定により締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、第一号に掲げる者にあってはその者が属する年次の在学者に係る修学奨励金の貸与の額、第二号に掲げる者にあってはその者と学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）に入学した日の属する年度（以下「単位制課程入学年度」という。）が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第三号に掲げる者にあってはその者が転学又は転籍をした日前に在学した高等学校に入学した日の属する年度と単位制課程入学年度が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第四号に掲げる者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる年次の在学者に係る修学奨励金の貸与の額とそれぞれ同額とする。
- 一 次のいずれかに該当する者
- イ 適用日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に在学する者
- ロ 適用日において高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生又は第四年次生として在学する者
- ハ 適用日以後において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学又は転籍（以下「転学等」という。）をした者
- 二 適用日以後において高等学校の通信制の課程の第二年次生、第三年次生又は第四年次生として転学等をした者
- 二 適用日の前日において高等学校の単位制による課程に在学し、かつ、適用日以後引き続き在学する者（次号イ及び第四号イに掲げるものを除く。）
- 三 次のいずれかに該当する者
- イ 適用日前に高等学校の単位制による課程に転学又は転籍をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者
- ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程に転学又は転籍をした者
- 四 次のいずれかに該当する者

イ 適用日前に高等学校の単位制による課程に編入学又は再入学をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程に編入学又は再入学をした者

附 則（平成九年条例第五二号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、平成九年四月一日から適用する。

2 平成九年四月一日（以下「適用日」という。）前に締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額は、なお従前の例による。

3 適用日以後に次に掲げる者と締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、第一号に掲げる者にあってはその者が属する学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額、第二号に掲げる者にあってはその者と高等学校の学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）又は通信制の課程に入学した日の属する年度（以下「単位制課程入学年度」という。）が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第三号に掲げる者にあってはその者が転学又は転籍をした日前に在学した高等学校に入学した日の属する年度と単位制課程入学年度が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第四号に掲げる者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額の例による。

一 次のいずれかに該当する者

イ 適用日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学又は転籍をした者

二 適用日の前日において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に在学し、かつ、適用日以後引き続き在学する者（次号イ及び第四号イに掲げる者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者

イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転籍をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転

籍をした者

四 次のいずれかに該当する者

イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再入学をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再入学をした者

附 則（平成一〇年条例第四一号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、平成十年四月一日から適用する。

2 平成十年四月一日（以下「適用日」という。）前に締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額は、なお従前の例による。

3 適用日以後に次に掲げる者と締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、第一号に掲げる者にあってはその者が属する学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額、第二号に掲げる者にあってはその者と高等学校の学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）又は通信制の課程に入学した日の属する年度（以下「単位制課程入学年度」という。）が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第三号に掲げる者にあってはその者が転学又は転籍をした日前に在学した高等学校に入学した日の属する年度と単位制課程入学年度が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第四号に掲げる者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額の例による。

一 次のいずれかに該当する者

イ 適用日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学又は転籍をした者

二 適用日の前日において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に在学し、かつ、適用日以後引き続き在学する者（次号イ及び第四号イに掲げる者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者

イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転籍をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転籍をした者

#### 四 次のいずれかに該当する者

イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再

入学をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再入学をした者

#### 附 則（平成一一年条例第五九号）抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一二年条例第一五六号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、平成十二年四月一日（以下「適用日」という。）以後に締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額について適用し、適用日前に締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額については、なお従前の例による。

3 適用日以後に次に掲げる者と締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、第一号に掲げる者にあってはその者が属する学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額、第二号に掲げる者にあってはその者と高等学校の学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）又は通信制の課程に入学した日の属する年度（以下「単位制課程入学年度」という。）が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第三号に掲げる者にあってはその者が転学又は転籍をした日前に在学した高等学校に入学した日の属する年度と単位制課程入学年度が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第四号に掲げる者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額の例による。

#### 一 次のいずれかに該当する者

イ 適用日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に在学する者

- ロ 適用日以後において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学又は転籍をした者
- 二 適用日の前日において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に在学し、かつ、適用日以後引き続き在学する者（次号イ及び第四号イに掲げる者を除く。）
- 三 次のいずれかに該当する者
  - イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転籍をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者
  - ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転籍をした者
- 四 次のいずれかに該当する者
  - イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再入学をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者
  - ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再入学をした者

附 則（平成一二年条例第一六七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年条例第六〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第三条の規定は、平成十三年四月一日（以下「適用日」という。）以後に締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額について適用し、適用日前に締結した契約に係る修学奨励金の貸与の額については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に次に掲げる者と締結する契約に係る修学奨励金の貸与の額は、改正後の条例第三条の規定にかかわらず、第一号に掲げる者にあってはその者が属する学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額、第二号に掲げる者にあってはその者と高等学校の学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）又は通信制の課程に入学した日の属する年度（以下「単位制課程入学年度」という。）が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第三号に掲げる者にあってはその者が転学又は転籍をした日前に在学した高等学校に入学した日の属する年度と単位制課程入学年度が同一であった者に係る修学奨励金の貸与の額、第四号に掲げる者にあってはその者が編入学又は再入学をした日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）に編

入学又は再入学をしたとした場合に属することとなる学年の在学者に係る修学奨励金の貸与の額の例による。

一 次のいずれかに該当する者

イ 適用日において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の定時制の課程（単位制による課程を除く。）の第二学年以上の学年に転学、編入学、再入学又は転籍をした者

二 適用日の前日において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に在学しきつ、適用日以後引き続き在学する者（次号イ及び第四号イに掲げる者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者

イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転籍をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に転学又は転籍をした者

四 次のいずれかに該当する者

イ 適用日前において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再入学をし、かつ、適用日以後引き続き在学する者

ロ 適用日以後において高等学校の単位制による課程又は通信制の課程に編入学又は再入学をした者

附 則（平成一六年条例第三二号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第四七号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第六六号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一二月二六日）

附 則（平成二五年条例第二九号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第三号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

○青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

昭和五十年三月十五日

青森県教育委員会規則第一号

〔青森県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則〕をここに公布する。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

(昭五二教委規則一・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)第二条第三項の規定に基づき、青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭五二教委規則一・一部改正)

(所得の額)

第二条 条例第二条第二号の知事が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 貸与を受けようとする者を扶養親族としている者がある場合 所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。)に基づく課税対象とならない額の最高額の百九十二パーセントに相当する額

二 貸与を受けようとする者を扶養親族としている者がない場合(第三号に該当する場合を除く。) 二百七十九万円

三 貸与を受けようとする者を扶養親族としている者がない場合で、貸与を受けようとする者が扶養親族を有している場合 法に基づく課税対象とならない額の最高額の百九十二パーセントに相当する額

(昭五三教委規則七・追加、昭五四教委規則八・昭五五教委規則一〇・昭五六教委規則四・昭五七教委規則四・昭五九教委規則七・昭六〇教委規則五・昭六一教委規則一〇・昭六二教委規則五・昭六三教委規則七・平元教委規則一三・平二教委規則六・平三教委規則一〇・平四教委規則八・平五教委規則五・平六教委規則七・平七教委規則九・平八教委規則一〇・平九教委規則六・平一〇教委規則七・平一一教委規則一六・平一二教委規則三〇・平一五教委規則一一・平一六教委規則八・一部改正)

(修学奨励金の貸与申請)

第二条の二 条例第二条に規定する修学奨励金（以下「修学奨励金」という。）の貸与を受けようとする者は、貸与申請書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添え、現に在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経て教育長に提出しなければならない。

一 貸与を受けようとする者を扶養親族としている者の所得又は貸与を受けようとする者の所得が、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えないこと若しくは超えない見込みであることを証する書類

二 経常的収入を得る職業に就いていることを証する書類

三 学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）又は通信制の課程に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校で定めた卒業までに履修させる各教科及びこれに属する科目（以下「教科・科目」という。）並びに特別活動を四年以内で履修して卒業する計画を有することを証する書類（第一号の二様式）

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条第三項の規定による文部科学大臣への届出に係る高等学校の通信制の課程に在学する者にあつては、県内に住所を有することを証する書類

五 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けようとする者にあつては、交通機関を利用してその費用を負担していることを証する書類

（昭五二教委規則一・一部改正、昭五三教委規則七・旧第二条繰下、昭五七教委規則四・昭六二教委規則五・平四教委規則八・平一二教委規則一七・平一二教委規則三二・平一九教委規則一二・平二五教委規則三・一部改正）

（貸与の決定等）

第三条 教育長は、前条の貸与申請書を受理したときは、修学奨励金を貸与するかどうか及び貸与の額を決定し、決定通知書（第二号様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の決定にあつては、選考委員会の選考を経なければならない。

（平二五教委規則三・一部改正）

（契約書の取交わし）

第四条 教育長は、前条第一項の規定により貸与する旨の決定の通知をしたときは、その通知を受けた者と契約書（第三号様式）を取り交わすものとする。

（貸与の額）

第四条の二 修学奨励金の貸与の額は、月額一万四千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、通学のため交通機関を利用してその費用を負担することを常例とする者に係る修学奨励金の貸与の額は、次の表の上欄に掲げる当該交通機関において発行されている通学用定期乗車券の通用期間のうち六箇月を超えない範囲内で最も長い期間のものの購入に要する金額を当該期間の月数で除した金額（以下「一箇月当たりの通学費用相当額」という。）の区分に応じ、下欄に掲げる額とすることができます。

一箇月当たりの通学費用相当額	貸与の額
八千円以上	月額一万八千円
七千円以上八千円未満	月額一万七千円
六千円以上七千円未満	月額一万六千円
五千円以上六千円未満	月額一万五千円

（平二五教委規則三・追加）

（貸与の額の変更）

第四条の三 前条第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者は、貸与の額に変更すべき事実が生じたときは、貸与額変更申請書（第四号様式）に第二条の二第五号の書類を添え、校長を経て教育長に提出しなければならない。この場合において、貸与の額は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から変更するものとする。

2 教育長は、前項の貸与額変更申請書を受理したときは、貸与の額を決定し、貸与額変更決定通知書（第四号の二様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定により貸与の額を変更する決定の通知をしたときは、その通知を受けた者と変更契約書（第五号様式）を取り交わすものとする。

（平二五教委規則三・追加）

（修学奨励金の交付）

第五条 修学奨励金は、毎月二十五日までに交付するものとする。

2 前項の規定により交付した修学奨励金が、前条の規定により変更した貸与の額を上回るときは、その差額は、変更契約書を取り交わした日以後に貸与する修学奨励金の一部とみなす。

（昭五八教委規則六・平二五教委規則三・一部改正）

（返還債務の免除事由）

第六条 条例第七条の知事が定める事由に該当する場合は、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）に基づく高等学校卒業程度認定試験に合格した場合で、

教育長が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業したことと同等の事由があると認めたときとする。

(昭五二教委規則一・平一七教委規則八・一部改正)

(卒業の届出等)

第七条 校長は、修学奨励金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業したときは、速やかに卒業したことを証する書類を教育長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、高等学校卒業程度認定試験に合格したときは、速やかに高等学校卒業程度認定試験合格による返還債務免除申請書（第六号様式）に、合格したことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(昭五二教委規則一・平一七教委規則八・平一八教委規則三・一部改正)

(返還明細書の提出等)

第八条 被貸与者は、条例第八条第一項の規定により修学奨励金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して一月以内に返還明細書（第七号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定により返還明細書を提出した者は、修学奨励金の返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更承認申請書（第八号様式）を教育長に提出して、その承認を受けなければならない。

(均等払による返還額)

第八条の二 条例第八条第二項に規定する均等払による返還額に一円未満の端数が生じたときは、最後の返還額に合算する。

(平二五教委規則三・追加)

(返還債務の免除申請)

第九条 連帯保証人は、被貸与者が死亡したため条例第九条第一号の規定により返還債務の全部又は一部の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書（第九号様式）に、死亡したことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、条例第九条第二号の規定により返還債務の全部又は一部の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書に、心身障がいその他やむを得ない事由のあることを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、第七条第二項の規定による高等学校卒業程度認定試験合格による返還債務免除申請書及び前二項の規定による返還債務免除申請書を受理したときは、修学奨励金の返

還債務を免除するかどうか及び免除する額を決定し、免除通知書（第十号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（昭五二教委規則一・昭五七教委規則七・平一七教委規則八・令六教委規則三・一部改正）

（返還債務の履行猶予申請等）

第十条 被貸与者は、条例第十条第二項の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとするときは、返還債務履行猶予申請書（第十一号様式）に、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校若しくは大学に在学していること又は災害、疾病その他やむを得ない事由が発生していることを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の返還債務履行猶予申請書を受理したときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、決定通知書（第十二号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第十条第二項第二号の規定に該当する場合に返還債務の履行を猶予する期間は、一年以内とし、必要に応じて一年以内の期間をもつて更新することができるものとする。

（平一二教委規則三〇・一部改正）

（連帯保証人の変更申請）

第十一條 修学奨励金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又は被貸与者は、連帯保証人の死亡、失そう、その他特別の事情により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（第十三号様式）を教育長に提出してその承認を受けなければならない。

（所得証明等の提出）

第十二条 修学生は、毎年三月二十日までに、次に掲げる書類を校長を経て教育長に提出しなければならない。

一 前年における修学生を扶養親族としている者の所得（修学生が独立生計を営むこと等により扶養親族としている者がない場合にあつては、修学生的所得）を明らかにする書類

二 経常的収入を得る職業に就いていることを証する書類

三 単位制による課程又は通信制の課程に在学する者にあつては、当該年度までに修得した単位数を証する書類（第十四号様式）

四 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者にあつては、交通機関

を利用してその費用を負担していることを証する書類

(昭五二教委規則一・平四教委規則八・平二五教委規則三・一部改正)

(届出)

第十三条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を校長を経て教育長に届け出なければならない。

- 一 条例第二条に掲げる貸与を受ける者としての要件を欠くに至つたとき。
- 二 修学奨励金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 三 条例第二条第一号に規定する高等学校定時制課程若しくは通信制課程に転学又は転籍したとき。
- 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき及び復学したとき。
- 五 一月以上の欠席をしようとするとき又はしたとき及び新たに出席したとき。
- 六 定時制の課程（単位制による課程を除く。）に在学する修学生が、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修することとなつたとき及びその学年から進級したとき。
- 七 氏名又は住所を変更したとき。
- 八 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があつたとき。

2 被貸与者は、前項第三号、第七号又は第八号に該当するときは、速やかにその旨を教育長に届け出なければならない。

(昭五二教委規則一・平四教委規則八・一部改正)

(施行事項)

第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平二〇教委規則一一・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五二年教委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年教委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年教委規則第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定は、昭和五七年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則第二条の二第三号の規定及び第一号の二様式は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年文部省令第三十一号）附則第二項に規定する生徒について適用し、同令附則第三項の規定による教育課程が適用される生徒については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年教委規則第六号）

この規則は、昭和五八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年教委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年教委規則第五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第二条の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成二年教委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年教委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第二条の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成六年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成六年教委規則第一〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成七年教委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成八年教委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成九年教委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成一一年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年教委規則第一七号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年教委規則第三〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第二条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年教委規則第三二号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一五年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

附 則（平成一六年教委規則第四号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年教委規則第八号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一二号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一二月二六日）

附 則（平成二〇年教委規則第一一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年教委規則第三号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年教委規則第一〇号）

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（令和元年教委規則第一号）

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年教委規則第三号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条の2関係)  
(第4条の2第1項に規定する修学奨励金の貸与を申請する場合)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

申請者  
学校名(課程)  
学年(入学年度)  
氏名  
性別(男・女) (年月日生)

修学奨励金貸与申請書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づく修学奨励金の貸与を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請	貸与総額	貸与月額					
	貸与月数	年 月から	年 月間				
申請者に関する事項							
申請者の就業状況	個人番号						
	現住所	電話					
	入学等年月日	年 月 日(入学・転学・転籍)					
	勤務先の所在地	電話					
	勤務先の名称						
勤務の内容							
給与(賃金)月額	円						
総所得見込額(年額)	円						
扶養義務者に関する事項							
扶養義務者に関する事項 扶養義務者が扶養を受けている場合	扶養義務者の氏名				申請者との続柄		
	扶養義務者の個人番号						
	扶養義務者の現住所	電話					
	扶養義務者の勤務先	電話					
	扶養義務者の総所得見込額(年額)	円					
扶養義務者又は申請者の所得に対する前年における所得税課税の有無		有(課税額) 円・無					
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先(学校)	月収	同居別居の別
連帯保証人	1	氏名	生年月日		申請者との続柄		
		現住所	電話			職業	
	2	氏名	生年月日		申請者との続柄		
		現住所	電話			職業	
上記申請者が修学奨励金の貸与を受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。							
連帯保証人 連帯保証人							

(第4条の2第2項に規定する修学奨励金の貸与を申請する場合)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

申請者

学校名(課程)

学 年(入学年度)

氏 名

性 別(男・女) ( 年 月 日生)

修 学 奨 励 金 貸 与 申 請 書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づく修学奨励金の貸与を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請	貸 与 総 額	貸 与 月 額					
	貸 与 月 数	年 月 から 年 月 間					
申請者に関する事項	個 人 番 号						
	現 住 所	電話					
	入 学 等 年 月 日	年 月 日(入学・転学・転籍)					
	申請者の就業状況	勤 務 先 の 所 在 地	電話				
		勤 務 先 の 名 称					
		勤 務 の 内 容					
		給 与 ( 貨 金 ) 月 額	円				
		総 所 得 見 込 額 ( 年 額 )	円				
	申請者に関する事項	申 通 請 学 状 の 態	交通機関の利用 有・無 利用交通機関 (区間 ~ ) 通学用定期乗車券等の購入 有・無 上記区間における 簡月通学用定期乗車券の金額 円				
	扶養義務者に関する事項	扶 养 義 務 者 の 氏 名			申 請 者 と の 続 柄		
扶養義務者に関する事項	扶 养 義 務 者 の 個 人 番 号						
	扶 养 義 務 者 の 現 住 所	電話					
	扶 养 義 務 者 の 勤 務 先	電話					
	扶 养 義 務 者 の 総 所 得 見 込 額 ( 年 額 )		円				
	扶養義務者又は申請者の所得に対する前年における所得税課税の有無		有(課税額 円)・無				
家族の状況	続 柄	氏 名	年 齡	職 業	勤務先(学校)	月 収	同 居 の 別 別 居
連 帯 保 証 人	1	氏 名	生 年 月 日			申 請 者 と の 続 柄	
		現 住 所	電 話			職 業	
	2	氏 名	生 年 月 日		申 請 者 と の 続 柄		
		現 住 所	電 話			職 業	

上記申請者が修学奨励金の貸与を受けた場合は、連帯して債務を負担することを約束します。

連帯保証人

連帯保証人

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4紙長とする。

第1号の2様式(第2条の2関係)

申請者

学校名(課程)

入学年度

氏名

教科・科目及び特別活動の履修計画表

教 科 ・ 科 目	年度		年度		年度		年度	
	履修教科 ・科目	単位数	履修教科 ・科目	単位数	履修教科 ・科目	単位数	履修教科 ・科目	単位数
	小計		小計		小計		小計	
	合計		合計		単位			
特別 活動	年度		年度		年度		年度	
	時間		時間		時間		時間	
	合		計					時間

上記の履修計画及び履修単位数について次のとおり証明する。

- 申請者の履修計画は、本校で定めた卒業までに履修させる教科・科目及び特別活動を4年以内で履修した卒業することができる計画であると認められる。
- 申請の日の属する年度に履修している教科・科目の単位数

\_\_\_\_\_単位

年 月 日

学校長 氏

名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式(第3条関係)

(貸与することを決定した場合)

決定番号第 号  
年 月 日

殿

青森県教育委員会教育長

印

修学奨励金貸与決定通知書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき、次のとおり  
修学奨励金を貸与することに決定しましたので、通知します。

貸与総額 円

貸与月額 円

貸与月数 年 月から 月

---

(貸与しないことを決定した場合)

年 月 日

殿

青森県教育委員会教育長

印

通 知 書

年 月 日付けの修学奨励金の申請については、貸与しないことに決定しま  
したので、通知します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式(第4条関係)

修学奨励金貸与契約書

住所

貸与者(甲) 青森県

住所

被貸与者(乙)氏名

住所

連帯保証人(丙)氏名

住所

連帯保証人(丁)氏名

上記当事者間において、青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(以下「条例」という。)に基づく修学奨励金の貸与について、次のとおり契約を締結した。

第1条 甲は、条例の規定に基づく修学奨励金を乙に貸与し、乙は、これを借り受けた。

第2条 修学奨励金の貸与総額、貸与月額及び貸与月数は、次のとおりとする。

1 貸与総額 円

2 貸与月額 円

3 貸与月数 年 月から 月

第3条 乙は、修学奨励金の貸与を受けた場合は、条例及び青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則に規定されている事項を遵守するものとする。

第4条 丙及び丁は、乙が修学奨励金の貸与を受けた場合は、乙の返還債務について、甲に対し連帯して責を負うものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙丙丁記名押印し、甲乙各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 青森県教育委員会教育長

印

乙 氏名

印

丙 氏名

印

丁 氏名

印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

## 第4号様式(第4条の3関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

## 修学奨励金貸与額変更申請書

次のとおり、修学奨励金の貸与の額を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更の理由				
変更の事実の生じた日		年 月 日		
変更前	貸与総額		貸与月額	
	貸与月数	年 月から 月		
変更後	貸与総額		貸与月額	
	通学状況	交通機関の利用 有・無 利用交通機関 (区間) ~ 通学用定期乗車券等の購入 有・無 上記区間における 箇月通学用定期乗車券の金額 円		
	貸与総額の内訳	月額 円 年 月から 月 計 円	月額 円 年 月から 月 計 円	月額 円 年 月から 月 計 円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号の2様式(第4条の3関係)

(貸与の額を変更することを決定した場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長

印

修学奨励金貸与額変更決定通知書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、次のとおり修学奨励  
金の貸与の額を変更することに決定しましたので、通知します。

貸与総額 円

貸与月額及び貸与月数

月額	円	年	月から	月
----	---	---	-----	---

月額	円	年	月から	月
----	---	---	-----	---

(貸与の額を変更しないことを決定した場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長

印

通 知 書

年 月 日付けの修学奨励金貸与額変更申請については、貸与の額を変更し  
ないことに決定しましたので、通知します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式(第4条の3関係)

修学奨励金貸与契約の一部変更契約書

住所

貸与者(甲) 青 森 県

住所

被貸与者(乙)氏名

住所

連帯保証人(丙)氏名

住所

連帯保証人(丁)氏名

住所

上記当事者間において、 年 月 日付けで締結した修学奨励金貸与契約の一部を次のとおり変更する契約を締結した。

第2条を次のように改める。

第2条 修学奨励金の貸与総額、貸与月額及び貸与月数は、次のとおりとする。

1 貸与総額 円

2 貸与月額及び貸与月数

月額	円	年	月から	月
月額	円	年	月から	月

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙丙丁記名押印し、甲乙各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 青森県教育委員会教育長	印
乙 氏名	印
丙 氏名	印
丁 氏名	印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号  
氏名

高等学校卒業程度認定試験合格による返還債務免除申請書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき修学奨励金の貸与を受けましたが、次のとおり高等学校卒業程度認定試験に合格しましたので、同条例に基づき修学奨励金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 免除申請額     | 円           |
| 2 貸与総額      | 円(うち返還済額 円) |
| 3 合格証書授与年月日 |             |
| 4 合格証書番号    |             |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

修 学 奨 励 金 返 還 明 紹 書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき貸与を受けた  
修学奨励金を次のとおり返還します。

1 返還総額 円

2 返還期間 年 月から 年 月まで

3 返還方法及び返還額

月賦・半年賦 円ずつ  
(最後の返還額は 円)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

連帯保証人

氏 名

住 所

修学奨励金返還方法変更申請書

次のとおり修学奨励金の返還方法を変更したいので、承認してください。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 返還総額  | 円 |
| 2 返還済額  | 円 |
| 3 返還未済額 | 円 |
| 4 変更事項  |   |

	返 還 方 法	返 還 期 間
変 更 前		
変 更 後		

5 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

申請者  
氏名  
住所

修学奨励金返還債務免除申請書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき修学奨励金の返還債務の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 修学奨励金の貸与を受けた者

決定番号 第 号

氏名

貸与を受けた期間

在学した学校名

2 免除申請の内容

免除申請額 円

貸与総額 円(うち返済額 円)

3 免除事由及び発生年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式(第9条関係)

(免除する場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏名 殿

青森県教育委員会教育長 印

修学奨励金返還債務免除通知書

年 月 日付けで申請のあつた修学奨励金の返還債務については、青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき、次のとおり免除する。

1 免除する額 円

2 返還を要する額 円

---

(免除しない場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏名 殿

青森県教育委員会教育長 印

通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた修学奨励金の返還債務の免除については、免除しないことに決定しましたので通知します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式(第10条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

決定番号 第 号

氏 名

住 所

修学奨励金返還債務履行猶予申請書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき修学奨励金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 貸与総額 円(うち返還済額 円)

2 履行猶予申請額 円

(返還未済額)

3 履行猶予事由及び発生年月日

4 履行猶予期間

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第12号様式(第10条関係)

(履行猶予する場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長

印

修学奨励金返還債務履行猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた修学奨励金返還債務の履行の猶予については、青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき、次のとおり猶予する。

1 履行猶予額 円

2 履行猶予期間

3 事 由

(履行猶予しない場合)

年 月 日

決定番号第 号

氏 名 殿

青森県教育委員会教育長

印

通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた修学奨励金返還債務の履行の猶予については、猶予しないことに決定しましたので通知します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第13号様式(第11条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

決定番号第 号

氏 名

住 所

連 帯 保 証 人 変 更 申 請 書

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例に基づき貸与を受けた  
修学奨励金に関する債務の連帯保証人を変更したいので、次のとおり申請します。

1 変更後の連帯保証人

氏 名 生年月日

申請者との続柄 職 業

住 所

2 変更前の連帯保証人

氏 名

3 変更の理由

4 上記申請者が貸与を受けた修学奨励金に関する債務について、連帯して債務を負担す  
ることを約束します。

氏 名



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第14号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

学校(課程)

入学年度

氏名

教科・科目の修得単位数届

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則第12条の規定により、本年度までに修得した単位数を下記のとおりお届けします。

記

年 度	各年度に修得すべき単位数	修 得 单 位 数	備 考

上記の修得単位数については、次のとおり相違ありません。

本年度までに修得した教科・科目の単位数は\_\_\_\_年(休学の期間がある場合は、当該期間の属する年度に係る年数を加えた期間)で卒業するために本年度までに修得すべき単位数を満たしている(満たしていない)。

年 月 日

学校長 氏

名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式（第2条の2関係）

（平25教委規則3・全改、平27教委規則10・令元教委規則1・令3教委規則2・一部改正）

第1号の2様式（第2条の2関係）

（昭52教委規則1・追加、昭53教委規則7・昭57教委規則4・平4教委規則8・平6教委規則10・平12教委規則17・令元教委規則1・令4教委規則5・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（昭52教委規則1・平6教委規則10・令元教委規則1・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（昭52教委規則1・平6教委規則10・令元教委規則1・一部改正）

第4号様式（第4条の3関係）

（平25教委規則3・全改、令元教委規則1・令3教委規則2・一部改正）

第4号の2様式（第4条の3関係）

（平25教委規則3・追加、令元教委規則1・一部改正）

第5号様式（第4条の3関係）

（平25教委規則3・全改、令元教委規則1・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（昭52教委規則1・平6教委規則10・平12教委規則17・平17教委規則8・令元教委規則1・令3教委規則2・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（昭52教委規則1・平6教委規則10・平12教委規則17・平25教委規則3・令元教委規則1・令3教委規則2・一部改正）

第8号様式（第8条関係）

（平6教委規則10・平12教委規則17・令元教委規則1・令3教委規則2・一部改正）

第9号様式（第9条関係）

（昭52教委規則1・平6教委規則10・平12教委規則17・令元教委規則1・令3教委規則2・一部改正）

第10号様式（第9条関係）

（昭52教委規則1・平6教委規則10・令元教委規則1・一部改正）

第11号様式（第10条関係）

(昭52教委規則1・平6教委規則10・平12教委規則17・令元教委規則1・令3教  
委規則2・一部改正)

第12号様式（第10条関係）

(昭52教委規則1・平6教委規則10・令元教委規則1・一部改正)

第13号様式（第11条関係）

(昭52教委規則1・平6教委規則10・平12教委規則17・令元教委規則1・令3教  
委規則2・一部改正)

第14号様式（第12条関係）

(平4教委規則8・全改、平6教委規則10・平12教委規則17・令元教委規則1・  
令4教委規則5・一部改正)